

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年8月13日
【四半期会計期間】	第137期第1四半期（自平成25年4月1日至平成25年6月30日）
【会社名】	信越化学工業株式会社
【英訳名】	Shin-Etsu Chemical Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 森 俊三
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町二丁目6番1号
【電話番号】	03（3246）5011
【事務連絡者氏名】	総務部長 加藤 精市郎
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町二丁目6番1号
【電話番号】	03（3246）5011
【事務連絡者氏名】	総務部長 加藤 精市郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第136期 第1四半期連結 累計期間	第137期 第1四半期連結 累計期間	第136期
会計期間	自平成24年4月1日 至平成24年6月30日	自平成25年4月1日 至平成25年6月30日	自平成24年4月1日 至平成25年3月31日
売上高(百万円)	266,516	270,908	1,025,409
経常利益(百万円)	41,006	49,022	170,207
四半期(当期)純利益(百万円)	26,625	32,035	105,714
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	61,600	77,640	190,782
純資産額(百万円)	1,534,470	1,678,428	1,623,176
総資産額(百万円)	1,820,926	1,985,676	1,920,903
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	62.71	75.37	248.94
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	75.32	248.92
自己資本比率(%)	82.0	82.2	82.0

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 第136期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

下記の契約は、平成25年5月17日付で当社子会社のシンエツシリコーンズタイランドLimitedが、ゼネラル・エレクトリック・カンパニーが保有（間接）するアジアシリコーンズモノマーLimitedの全株式を取得したことに伴い、同日をもって終了いたしました。

合併事業契約

契約会社名	契約相手先	契約発効日	契約の内容
信越化学工業株式会社 (当社)	ゼネラル・エレクトリック・カンパニー（米国）	平成13年2月6日	タイにおけるシリコーンモノマーの製造会社としてアジアシリコーンズモノマーLimitedを合併にて設立し運営する旨の契約。 なお、当社の出資比率は、50%（間接所有）である。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間の世界経済は、米国では緩やかな回復が続きましたものの、アジア地域では経済の減速が懸念され、また、欧州では財政問題の影響もあり停滞感が続きました。日本経済は、アジアや欧州向けの輸出が振るわなかったものの、米国向けの輸出や個人消費に持ち直しの動きが見られました。

このような状況のもとで、当社グループは、世界の幅広い顧客に積極的な販売活動を展開するとともに、技術や品質の向上のほか新規製品の開発にも鋭意取り組んでまいりました。また、生産能力の増強や製造拠点の分散化、原材料の安定的な確保にも注力いたしました。

当第1四半期連結累計期間の業績といたしましては、売上高は、前年同期に比べ1.6%（43億9千2百万円）増加し、2,709億8百万円となりました。営業利益は、前年同期に比べ12.9%（51億9千2百万円）増加し、455億3千万円となり、経常利益も、前年同期に比べ19.5%（80億1千6百万円）増加し、490億2千2百万円となりました。また、四半期純利益は、前年同期に比べ20.3%（54億1千万円）増加し、320億3千5百万円となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

[塩ビ・化成品事業]

塩化ビニルは、米国シンテック社が、米国内の需要に目立った回復が見られない中で、中南米をはじめとした世界中の顧客への拡販により高水準の出荷を継続し、業績を大きく伸ばさせました。また、オランダのシンエツPVC社も順調に推移しました。国内事業は、一部で需要の回復が見られましたものの、原料価格上昇の影響もあり、厳しい状況が続きました。

この結果、当セグメントの売上高は、前年同期に比べ19.8%（169億3千2百万円）増加し1,024億2千万円となり、セグメント利益（営業利益）は、前年同期に比べ71.3%（70億4千万円）増加し169億1千2百万円となりました。

[シリコーン事業]

シリコーンは、国内では自動車向けで回復が見られましたものの、化粧品向けが伸び悩み、電子機器向けは総じて低調でした。一方、海外におきましては、機能製品の出荷が堅調に推移しました。

この結果、当セグメントの売上高は、前年同期に比べ7.5%（24億2千6百万円）増加し346億8千5百万円となり、セグメント利益（営業利益）は、前年同期に比べ6.0%（4億4千8百万円）減少し70億1千3百万円となりました。

[機能性化学品事業]

セルロース誘導体は、国内事業が建材用製品や医薬用製品を中心に堅調に推移しましたものの、ドイツのSEタ

イロース社は、欧州市場の低迷に加え、南米やアジア地域向けの出荷が振るわなかったこともあり、厳しい状況が続きました。また、豪州シムコア社の金属珪素は、市況低迷の影響を受けました。

この結果、当セグメントの売上高は、前年同期に比べ11.1%（23億7千6百万円）増加し238億5千万円となり、セグメント利益（営業利益）は、前年同期に比べ22.0%（8億6千3百万円）減少し30億6千5百万円となりました。

[半導体シリコン事業]

半導体シリコンは、パソコンや、薄型テレビなど民生機器向けが低迷したものの、スマートフォンやタブレットPC向けが堅調に推移したことから、緩やかな回復基調となりました。

この結果、当セグメントの売上高は、前年同期に比べ8.3%（45億円）減少し498億6千1百万円となり、セグメント利益（営業利益）は、前年同期に比べ2.0%（1億3千2百万円）増加し67億3千3百万円となりました。

[電子・機能材料事業]

希土類磁石は、ハイブリッド車をはじめとする自動車向けが堅調でしたが、省エネルギータイプのエアコン向けの出荷が振るいませんでした。フォトレジスト製品は、半導体デバイスの微細化の進展もあり順調に推移し、LED用パッケージ材料も堅調でした。光ファイバー用プリフォームは堅調な出荷が続きました。

この結果、当セグメントの売上高は、前年同期に比べ22.0%（114億8千7百万円）減少し406億5千7百万円となり、セグメント利益（営業利益）は、前年同期に比べ2.2%（2億3千万円）増加し106億5千6百万円となりました。

[その他関連事業]

信越ポリマー社の自動車用キーパッドが順調に推移し、また、半導体ウエハー関連容器の出荷も回復が見られました。エンジニアリング事業は低調でした。

この結果、当セグメントの売上高は、前年同期に比べ6.5%（13億5千7百万円）減少し194億3千2百万円となり、セグメント利益（営業利益）は、前年同期に比べ36.2%（6億4千2百万円）減少し11億3千1百万円となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

< 1 > 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「本基本方針」といいます。）

当社グループは、「塩ビ・化成事業」、「シリコン事業」、「機能性化学品事業」、「半導体シリコン事業」、「電子・機能材料事業」、「その他関連事業」を営んでおりますが、当社及び関係会社が製造、販売等を分担し、相互に協力して、事業活動を展開しております。当社グループの経営には、これらの事業に関する幅広い知識と豊かな経験、並びに、世界各国の顧客、従業員及び取引先などのステークホルダーとの間に築かれた関係についての十分な理解が欠かせません。当社は、当社の企業価値の最大化に資する者が当社の財務及び事業の方針の決定を支配すべきであると考えておりますが、当社株式に対する大規模買付行為がなされた場合に、これに応じて当社株式の売却を行うか否かの最終的な判断は株主の皆様委ねられるべきものであると理解しております。但し、そのためには、当該買付行為に関する十分な情報が、買付行為を行う者及び当社の双方から、株主の皆様に提供されることが重要であると考えます。

一方、大規模買付行為の中には、当社企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断されるものもありませんことから、このような買付行為に対しては、取締役の善管注意義務に基づき、当社取締役会が適切と考える方策をとることも必要であると考えます。

< 2 > 当社グループの企業価値向上に向けた取組みについて

（「当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の本基本方針の実現に資する特別な取組み」）

経営方針

当社グループは、安全をいかなる場合でも最優先とし、公正な企業活動を行い、素材と技術を通じて暮らしや産業、社会に貢献することにより企業価値を高め、株主の皆様のご期待にお応えしていくことをめざしております。そのために、世界最高水準の技術や品質の追求とともに生産性の絶え間ない向上に努めながら、世界中の顧客と安定した取引関係を築き、経済情勢や市況の変化に的確に対応できる経営を進めております。

具体的な取組み

塩化ビニル事業では、米国シンテック社で建設いたしました電解から塩化ビニル樹脂までの一貫製造工場や米

国の有利な原料事情を活かし、また、世界の需要動向を的確に見極めた営業戦略により、世界最大の塩化ビニル樹脂メーカーとしての地位を、さらに強固なものにしてまいります。

半導体シリコン事業では、世界最大のメーカーとして、今後とも、国内外の複数の製造拠点による高品質製品の安定供給に努め、スマートフォンやタブレットPCの市場拡大に伴うデバイス需要の増加に適切に対応してまいります。また、先端デバイス向けウエハーの開発や販売に注力し、最先端分野での競争力の強化をはかってまいります。

シリコン事業では、幅広い産業分野で多様な用途を有する製品特性を活かし、付加価値の高い新製品の開発を加速させてまいります。また、日本国内のみならず、中国新工場の早期戦力化をはかるとともに、タイや米国などの既存拠点における事業の強化にも注力し、海外における事業の拡大に努めてまいります。

希土類磁石事業では、原材料の安定的な確保をはかるため、中国やベトナムで原料工場を建設いたしました。今後とも、原材料の安定調達と新製法による原材料使用量の削減に鋭意取り組むとともに、需要の伸びが期待されるハイブリッド自動車向けやその他の省エネルギー関連製品向けを中心に、新規市場の開拓に努めてまいります。

セルロース事業では、ドイツで稼働を開始した医薬用セルロース工場に続き、米国で塗料用セルロース工場の建設を進めております。今後とも、海外における事業の強化と製造拠点の分散化による安定供給体制の構築に取り組んでまいります。

その他の事業につきましても、中国の光ファイバー用プリフォーム新工場のほかベトナムのLED用パッケージ材料新工場などを活用し、世界のマーケットでの飛躍をめざしてまいります。

さらに、将来の事業拡大のため、独自性のある新規製品の研究開発と事業化及びM & Aなども視野に入れた新しい事業の開拓にも注力してまいります。

また、安全確保、環境保全、コンプライアンスなどの企業の社会的責任を果たし、引き続き企業価値の最大化に努めてまいります。

以上の取組みは、いずれも当社グループの企業価値を向上させ、その結果、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を著しく損なう当社株式の大規模買付行為がなされるリスクを低減するものと考えられますことから、本基本方針に沿うものであると考えます。また、これらの取組みは当社グループの企業価値を向上させるものですから、当社の株主の皆様との共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えます。

< 3 > 大規模買付行為への対応方針

(「本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」)

当社は、株主の皆様や投資家の皆様に対して積極的なIR活動を進めておりますものの、大規模買付行為(特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を以下、「大規模買付者」といいます。)の開始時に、大規模買付者が提示する買付対価が適切か否かを株主の皆様が的確にご判断なさるためには、大規模買付者及び当社の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。そこで、当社は、平成20年6月27日開催の第131回定時株主総会におけるご承認をもって現行の大規模買付行為への対応方針(以下、「本対応方針」といいます。)を導入し、その後、毎年、定時株主総会におけるご承認をもって、本対応方針を継続しております。

大規模買付ルールの内容

当社が設定する「事前の情報提供に関するルール」(以下、「大規模買付ルール」といいます。)の骨子は、() 事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報(以下、「本必要情報」といいます。)を提供し、() 大規模買付行為は、当社取締役会による一定の評価・検討期間の経過後のみ開始される、というものです。

イ. 本必要情報の提供

大規模買付者には、まず、大規模買付行為の開始前に、当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び開始する大規模買付行為の内容並びに大規模買付ルールに従う旨の意向を明示した書面を提出いただくこととします。当社は、当該書面の受領後10営業日以内に、大規模買付者に対して、当初提供いただくべき本必要情報のリストを交付いたします。なお、当初提供していただいた情報を詳細に検討したうえで、当該情報だけでは十分ではないと認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的な情報提供を要求いたします。

ロ. 評価・検討期間の設定

次に、当社取締役会は、大規模買付行為に関する評価・検討の難易度に応じて、大規模買付者が本必要情報の提供を完了した後、60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合)又は90日間(その他の大規模買付行為の場合)を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下、「取締役会評価・検討期間」といいます。)として確保されるべきものと考えます。従って、大規

模買付行為は、取締役会評価・検討期間の経過後にのみ開始されるものとします。取締役会評価・検討期間中、当社取締役会は独立の外部専門家（証券会社、投資銀行、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタント等の専門家）の意見を聴取しつつ、本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示する場合があります。

ハ．独立委員会の設置及びその構成

本対応方針の運用に係る取締役会の恣意的な判断を排除し、判断の公正さを担保するための機関として、独立委員会を設置しております。本対応方針では、後述のイ．及びロ．において、対抗措置発動にかかる客観的な要件を定めておりますが、イ．に記載の対抗措置をとる場合、並びに、ロ．に記載の例外的対応をとる場合など、本対応方針の運用に関する重要な判断にあたっては、原則として独立委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。

独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行取締役から独立している当社社外取締役及び当社社外監査役、並びに、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、経営経験豊富な企業経験者など社外有識者の中から選任いたします。なお、第136回定時株主総会終了後の取締役会において、当社社外取締役の福井俊彦、小宮山 宏、金子昌資、宮崎 毅の4氏が独立委員会の委員として選任されました。

大規模買付行為が実施された場合の対応

イ．大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を守るため、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

ロ．大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、取締役の善管注意義務に基づき、当社取締役会は当社企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益の保護のために、適切と考える方策をとることがあります。これは、大規模買付行為に対し、当社取締役会として例外的に対応するものであります。

本対応方針の有効期限等

本対応方針の有効期限は、平成26年6月開催予定の当社第137回定時株主総会終結の時までとし、当該時点以降も本対応方針を継続する場合は、当社株主総会において出席株主の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件といたします。また、本対応方針の有効期限の前であっても、株主の皆様のご共同の利益向上等の観点から当社取締役会により本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

< 4 > 本対応方針が本基本方針に沿うものであり、株主の皆様のご共同の利益を損なうものではないこと、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針が本基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付ルールとして、大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に係る必要かつ十分な情報の提供を事前に行うべきこと、及び、当該大規模買付行為は取締役会評価・検討期間の経過後にのみ開始されるべきことを定め、これらを遵守しない大規模買付者に対しては当社取締役会が対抗措置を講ずることがある旨を規定しております。

一方、本対応方針は、大規模買付ルールが遵守されている場合でも、大規模買付行為が当社企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、適切と考える対抗措置を講ずることがある旨を規定しております。

以上のとおり、本対応方針は、本基本方針を実現するためのものであり、本基本方針の内容に沿ったものであります。

本対応方針が株主の皆様のご共同の利益を損なうものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かの最終的な判断は株主の皆様にご委ねられるべきものであるとの認識を踏まえ、株主の皆様が大規模買付行為に対する応否を適切に決定するために必要かつ十分な情報の提供を受ける機会を確保することを目的としつつ、株主の皆様のご共同の利益を著しく損なうと判断される大規模買付行為に対しては、当社取締役会として適切と考える対抗措置を講ずることがある旨を規定し

ております。よって、本対応方針は、株主の皆様の共同の利益の確保・向上を目的とするものであり、決してこれを損なうものではありません。

本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

前述のとおり、本対応方針は株主の皆様の共同の利益の確保・向上を目的とするものであり、その導入・継続は、当社取締役会の判断のみではできず、株主の皆様の承認を要することとなっております。

また、本対応方針では、当社取締役会による対抗措置発動に係る要件が客観的に定められ、事前に公表されております。さらに、本対応方針では、当社取締役会による大規模買付行為に関する評価、検討、交渉、意見形成等に際しては、独立の外部専門家（証券会社、投資銀行、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタント等の専門家）の意見を聴取することとされており、また、対抗措置の発動に際しては、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行取締役から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、当社取締役会はその判断を最大限に尊重することとされております。

以上のとおり、本対応方針には当社役員の恣意的な判断を排除するための仕組みが内包されておりますことから、当社役員の地位の維持を目的として対抗措置が発動されることはありません。

（３）研究開発活動

当第１四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発費は9,589百万円であります。

なお、当第１四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,720,000,000
計	1,720,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成25年8月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	432,106,693	432,106,693	(株)東京証券取引所 (株)名古屋証券取引所 各市場第一部	単元株式数100株
計	432,106,693	432,106,693	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成25年4月1日 ~平成25年6月30日	-	432,106	-	119,419	-	120,771

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成25年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成25年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 7,190,200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 424,631,200	4,246,312	-
単元未満株式	普通株式 285,293	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	432,106,693	-	-
総株主の議決権	-	4,246,312	-

(注)「完全議決権株式(自己株式等)」の欄は、全て当社保有の自己株式であります。

【自己株式等】

平成25年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
信越化学工業株式会社	東京都千代田区大手町二丁目6番1号	7,190,200	-	7,190,200	1.66
計	-	7,190,200	-	7,190,200	1.66

(注)平成25年6月30日現在の自己株式数は、7,025,833株であります。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	252,881	269,389
受取手形及び売掛金	243,785	261,832
有価証券	214,380	211,756
たな卸資産	269,377	264,941
その他	58,753	54,500
貸倒引当金	6,664	6,763
流動資産合計	1,032,513	1,055,657
固定資産		
有形固定資産		
機械装置及び運搬具(純額)	356,970	388,573
その他(純額)	292,680	286,399
有形固定資産合計	649,650	674,973
無形固定資産		
	14,637	14,781
投資その他の資産		
投資その他の資産	224,448	240,639
貸倒引当金	347	374
投資その他の資産合計	224,101	240,264
固定資産合計	888,389	930,019
資産合計	1,920,903	1,985,676

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	100,197	96,826
短期借入金	5,507	6,036
未払法人税等	6,220	16,905
引当金	2,367	2,215
その他	85,341	83,644
流動負債合計	199,635	205,628
固定負債		
長期借入金	7,709	7,550
退職給付引当金	20,185	21,967
引当金	276	253
その他	69,920	71,847
固定負債合計	98,091	101,620
負債合計	297,727	307,248
純資産の部		
株主資本		
資本金	119,419	119,419
資本剰余金	128,234	128,303
利益剰余金	1,470,015	1,480,805
自己株式	39,167	38,290
株主資本合計	1,678,502	1,690,238
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	11,591	8,709
繰延ヘッジ損益	174	269
為替換算調整勘定	114,172	67,622
その他の包括利益累計額合計	102,406	58,644
新株予約権	2,149	1,219
少数株主持分	44,931	45,614
純資産合計	1,623,176	1,678,428
負債純資産合計	1,920,903	1,985,676

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
売上高	266,516	270,908
売上原価	201,923	197,653
売上総利益	64,592	73,254
販売費及び一般管理費	24,254	27,724
営業利益	40,338	45,530
営業外収益		
受取利息	628	655
持分法による投資利益	2,344	223
為替差益	-	3,300
その他	2,694	984
営業外収益合計	5,668	5,163
営業外費用		
為替差損	3,850	-
その他	1,150	1,671
営業外費用合計	5,000	1,671
経常利益	41,006	49,022
税金等調整前四半期純利益	41,006	49,022
法人税、住民税及び事業税	3,964	20,262
法人税等調整額	10,192	3,644
法人税等合計	14,156	16,617
少数株主損益調整前四半期純利益	26,849	32,405
少数株主利益	224	369
四半期純利益	26,625	32,035

【四半期連結包括利益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	26,849	32,405
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	3,024	2,877
繰延ヘッジ損益	169	84
為替換算調整勘定	35,359	46,490
持分法適用会社に対する持分相当額	2,585	1,537
その他の包括利益合計	34,750	45,235
四半期包括利益	61,600	77,640
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	60,157	75,797
少数株主に係る四半期包括利益	1,443	1,842

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1 連結会社以外の会社等の金融機関借入金等に対し、次のとおり債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
鹿島パース(株)(銀行借入)	451百万円	428百万円
従業員(住宅資金ほか)	23	22

2 受取手形割引高

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
受取手形割引高	131百万円	107百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
減価償却費	18,474百万円	20,759百万円
のれんの償却額	206	599

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	21,229百万円	50円	平成24年3月31日	平成24年6月29日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	21,245百万円	50円	平成25年3月31日	平成25年6月28日	利益剰余金

(セグメント情報)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント							調整額 (注)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)
	塩ビ・ 化成 品 事業	シリコーン 事業	機能性 化学品 事業	半導体 シリコン 事業	電子・ 機能材料 事業	その他 関連 事業	計		
売上高									
外部顧客への 売上高	85,488	32,259	21,474	54,361	52,144	20,789	266,516	-	266,516
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	910	1,022	1,817	0	713	15,387	19,850	(19,850)	-
計	86,398	33,281	23,292	54,361	52,857	36,176	286,367	(19,850)	266,516
セグメント利益	9,872	7,461	3,928	6,601	10,426	1,773	40,063	274	40,338

(注) セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っており、「調整額」は、セグメント間取引消去によるものであります。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント							調整額 (注)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)
	塩ビ・ 化成 品 事業	シリコーン 事業	機能性 化学品 事業	半導体 シリコン 事業	電子・ 機能材料 事業	その他 関連 事業	計		
売上高									
外部顧客への 売上高	102,420	34,685	23,850	49,861	40,657	19,432	270,908	-	270,908
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	981	1,162	2,298	0	1,101	14,546	20,091	(20,091)	-
計	103,402	35,848	26,148	49,862	41,758	33,979	291,000	(20,091)	270,908
セグメント利益	16,912	7,013	3,065	6,733	10,656	1,131	45,512	17	45,530

(注) セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っており、「調整額」は、セグメント間取引消去によるものであります。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 6 月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 6 月30日)
(1) 1 株当たり四半期純利益金額	62円71銭	75円37銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額 (百万円)	26,625	32,035
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額 (百万円)	26,625	32,035
普通株式の期中平均株式数 (千株)	424,595	425,039
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	-	75円32銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額 (百万円)	-	0
(うち子会社新株予約権調整額) (百万円)	(-)	(0)
普通株式増加数 (千株)	-	283
(うち新株予約権) (千株)	(-)	(283)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 前第 1 四半期連結累計期間の潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年8月9日

信越化学工業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	斉藤 浩史
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	相澤 範忠
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	跡部 尚志

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている信越化学工業株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、信越化学工業株式会社及び連結子会社の平成25年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。